

創業に関するご相談は商工会議所にお任せください

金融情報

能登半島地震・コロナ感染症等に 関連する特例制度のご案内

令和6年4月1日現在

| 制度名 | 貸付限度額 | 使途 | 返済期間 | 利率 | 申込先 |
|--|--------------------------------|----------|----------------|---|----------|
| 経営改善貸付 (金利引下げ) | 2,000万円 別枠1,000万円 | 運転 設備 | 7年以内 10年以内 | 1.25% 別枠：上記金利より -0.5% (当初3年間) | 新津商工会議所 |
| ※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称：マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方 (別枠の新型コロナウイルス感染症対策は、上記推薦要件に加えて最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方、および債務負担が重くなっている方。※据置期間は運転・設備とも5年以内となります。) | | | | | |
| 能登半島地震 特別貸付 | 各融資制度の 限度額に6,000 万円を加えた額 | 運転 設備 | 15年以内 20年以内 | ①被害証明書等の発行を受けた 方 【3,000万円まで】 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率-0.5% 【3,000万円超】 基準利率-0.5% ②上記以外の方 各制度に定められた利率 | 日本政策金融公庫 |
| 令和6年能登半島地震による被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金。または災害に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金。 | | | | | |

令和6年度の雇用保険料率について

～令和5年度と同率です～

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです(令和5年度と同率です。)
- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。)
- ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和6年度の雇用保険料率>

| 事業の種類 | ① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の 保険料率のみ) | | ② 事業主負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率) | | ①+② 雇用保険料率 |
|-------------------|--------------------------------------|------------|--|------------------|---------------|
| | 労働者負担 | 事業主負担 | 失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率 | 雇用保険二事業 の保険料率 | |
| 一般の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| (令和5年度) | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 農林水産・※ 清酒製造の事業 | 7/1,000 | 10.5/1,000 | 7/1,000 | 3.5/1,000 | 17.5/1,000 |
| (令和5年度) | 7/1,000 | 10.5/1,000 | 7/1,000 | 3.5/1,000 | 17.5/1,000 |
| 建設の事業 | 7/1,000 | 11.5/1,000 | 7/1,000 | 4.5/1,000 | 18.5/1,000 |
| (令和5年度) | 7/1,000 | 11.5/1,000 | 7/1,000 | 4.5/1,000 | 18.5/1,000 |

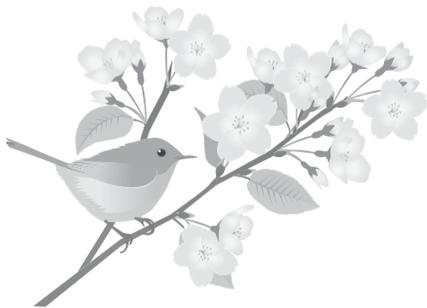
(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL060215K01

BCPの担い手 ガス・コージェネ 都市ガスで、 電気とお湯を つくります。

越後天然ガス
TEL: 0250-24-2171



提供 ありがとう
FM にいつ 76.1 MHz
月曜日 12:00~12:30
(再放送 毎週水曜日 19:00~19:30)

スマホの写真を送ってペットちゃんの缶バッジ
作りませんか?
缶バッジ
3個セット!
(台紙付)
¥1,380
秋葉区古田3-10-7
TEL:0250-24-6633 akihapi.theshop.jp

春日薬局の人気のもの
お教えします!!
痛いところに塗ればいい!!
魔法のクリーム、塗るグルコサミン
「エミュークリーム」
春日薬局 秋葉区新津本町3-9-10
0250(22)0638

労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

- 日時：4月25日(木) 9:00~16:00
5月9日(木) 9:00~16:00
- 会場：新津商工会議所 3階ホール ※要予約
- 相談員：専門相談員
- 主な相談受付項目
 - ①労働保険年度更新申告手続き等
 - ②雇用保険、労災保険に関すること
 - ③年金、健康保険に関すること
 - ④労働基準法に関すること
 - ⑤雇入、解雇、退職、賃金等に関すること
 - ⑥その他(労働、社会保険問題全般)
- 予約方法 TELにてお申し込み下さい。
申込先：新津商工会議所 (TEL 0250-22-0121)
※個人の方はご遠慮下さい。
- その他
労働保険の年度更新手続きについて相談される方は当日、①事業主の印鑑
②賃金関係台帳・出勤簿をご持参下さい。なお、建設業関連の業種の方は、
工事名および元請金額が確認できる書類をご持参下さい。
※4月より労災保険率が改定されます。ご不明な点はお近くの労働局、労働基
準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省ホームページ:労働保険制度(制度紹介・手続き案内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度 検索

なりわい再建支援補助金について

令和6年能登半島地震により大きな被害を受けた地域を対象に、被災した中小企業が行う施設・設備の復旧を支援する「なりわい再建支援補助金」が新たに創設され、公募が開始されました。

- 対象地域 石川県、富山県、福井県、新潟県
- 補助対象者 地震の被害を受けた中小・小規模事業者(特定事業者等を含む)
- 補助率 3/4 または 一部定額
※特定事業者(中小企業者以外の企業のうち資本金が10億円未満のもの)等については、1/2 または 一部定額補助
※要件を満たす場合は、一定額までは定額補助
- 補助上限 新潟県の事業者は3億円または一部1億円まで定額補助
- 補助対象事業 施設…倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場等
設備…事業の用に供する設備であって、自らの資産として計上するもの等
※原状回復を原則としていますので、修繕による復旧が前提となります。ただし、修繕が困難な場合等に限り、建替又は入替が認められます。
- スケジュール 申請受付 4月1日(月)~5月17日(金)
- 必要書類 ①罹災(被災)証明書の取得(事業所所在の市町村)
②発災後の被害状況(施設・設備毎)の写真(カラー)
③被災施設・設備の所有を証明できる固定(償却)資産台帳等の書類
④【法人】現在事項証明書(商業登記)及び法人番号指定通知書の写し
【個人】住民票抄本
※いずれも3ヶ月以内に取得したもの
⑤納税証明書
⑥【法人】貸借対照表及び損益計算書
【個人】確定申告書の写し及び収支計算書等
※いずれも直近1年分
⑦施設・設備の見積書等
※上記①~⑦までは一部書類となります。
- その他 申請をする際に地震保険の加入が求められる場合があります。また、事業継続力強化計画等の策定が必要となります。
- 問合せ先・郵送先 【補助金事務局】
新潟県なりわい再建支援補助金事務局
〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F
TEL:025-288-6035 FAX:025-288-6036